

令和4年11月16日提出

令和5年度に向けた
農地等利用最適化推進施策に関する
意見書

令和4年11月

周南市農業委員会

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から本委員会の活動に格別のご理解、ご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、農業・農村を取り巻く環境は依然として、農業従事者の高齢化や担い手不足、遊休農地の増加、農業所得の大幅な減少など、非常に厳しい状況が続いております。

さらには、近年の気候変動による農作物への気象災害やイノシシなどの有害鳥獣の増加による農地等への被害など、以前はまれであった農業被害が増加を続けている状況であります。

また、長引くコロナ禍に加え、世界的な穀物需要の拡大、ロシアのウクライナ侵攻、原油価格の上昇、円安の拡大等により肥料・燃油・生産資材価格の高騰が発生しています。

こうした中、本委員会では、本市の農業及び農業者の代表機関として、農業委員会の最も重要な必須事務に位置付けられている「農地等の利用の最適化の推進」に向け、農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携し、「担い手への農地利用の集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」に努めております。

しかしながら、農業委員会は、事業の直接の実施機関ではなく、農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するためには、農地等最適化推進施策を企画立案し、実施する関係行政機関等の全面的な協力が不可欠であります。

つきましては、令和5年度の施策展開及び所要の予算措置に、特段のご配慮を賜りますよう、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第38条第1項の規定に基づき、ここに、「農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見」を提出いたします。

令和4年11月16日

周南市長 藤井律子様

周南市農業委員会

会長 山下敏彦

要望意見項目

1 担い手への農地利用の集積・集約化

- (1) 農地基盤の整備等に対する支援制度の周知と活用支援
- (2) 農業生産基盤（農道、水路、頭首工等）の維持管理への支援充実

2 遊休農地の発生防止・解消

- (1) 小規模・家庭農業の存続に向けた支援
- (2) 担い手の発掘、担い手への直接支援
- (3) 鳥獣被害防止対策の推進

3 新規参入の促進

- (1) 新規就農者に対する技術習得や経営相談等の支援体制の推進

4 その他

- (1) 太陽光発電施設の設置と地域コミュニティの受容性との調和
- (2) 相続登記の申請が義務化されることの周知
- (3) 全推進委員等へタブレット端末を導入
- (4) 「農業委員会だより」の発行

令和5年度に向けた 農地等利用最適化推進施策に関する意見

1 担い手への農地利用の集積・集約化

(1) 農地基盤の整備等に対する支援制度の周知と活用支援

地域において、効率的な農地利用と担い手への集積・集約化に取り組むために、農作業道や農地造成等の基盤整備の必要性は強く認識しているものの、活用できる事業や補助制度については、農業者又は団体単独で研究・検討するには限界がある。

そこで、国・県の事業も含めた支援制度の積極的な周知と、地域の特性に応じた活用方策の提案などきめ細かな営農意欲の喚起と農地所有者の合意形成を働きかけ、制度活用のための支援を行われたい。

昨年度に提出した意見書の中でも同様の要望をしたが、令和4年2月16日付け周秘第299号による回答（以下「昨年度の回答」という。）では、「農業基盤等の整備等に対する支援制度は、メニューが多岐に渡り、複雑で頻繁に変更も生じることから、全ての農業者等に的確に周知することは困難であるため、相談や連絡を受けた際には、具体的な事業の提案等を行うとともに、支援制度の活用が図られるよう合意形成の支援に努める（回答：農林課）」とのことだったが、受け身ではなく、積極的な提案・働きかけをお願いする。

(2) 農業生産基盤（農道、水路、頭首工等）の維持管理への支援充実

農業を営む上で、農地の整備が重要であることは言うまでもないが、隣接する農道や水路が整備されていなければ、営農効率が大きく低下する要因となる。

市内には、農業生産基盤である農道や水路が完成してから長い年月を経ており、経年劣化により整備の必要な地域がある。

特に、経年劣化や大雨等で破損して通行や取水に支障をきたすと営農活動に影響がでるばかりでなく、そのまま放置され耕作放棄に至るおそれもあることから、自然災害による被害等があれば復旧工事費用の多寡にかかわらず、市において迅速に対応していただきたい。

また、農道や水路の整備には、原材料支給による地元施工での整備があるが、

地域の状況を考慮した上で原材料の支給量や支給品目について柔軟に配慮していただき、営農環境の更なる向上を図っていただきたい。

特に、支給品目については、作業する者が高齢化する中、据え付け作業の軽減を図るため、従来のコンクリート製品重視ではなく、樹脂製品の採用などを検討の上、支給品目に加えることを提案する。

また、山の中などの傾斜地に設置された水路については、土砂や落ち葉の落下防止のための「水路の蓋かけ用の資材」を支給品目に加えることを提案する。

その他水利に欠かせない頭首工が機能を果たしていない地域では、営農に支障をきたしている状況もある。

さらに、中山間地域では、山水を水利としているところがあり、水源となる山林が近年管理されずに荒廃し水路に流れていた水が枯渇した事例や水路上流の農地が荒廃し用水路が機能しなくなった事例等も発生し、最近の異常気象による災害も加わり、水稻栽培で必要な時期に水管理ができず耕作放棄に至ることも考えられる。

水源から耕作地への水の供給施設の復旧等は、個人では負担が大きく対応が困難な上、多面的機能支払交付金制度や中山間地域等直接支払制度の活用での対応にも難しい面がある。

このような点を踏まえ、農業用施設の維持修繕に対する更なる支援をお願いしたい。

2 遊休農地の発生防止・解消

(1) 小規模・家庭農業の存続に向けた支援

中山間地域等では、若者が採算性のない農業を避け、市街地へ流出して、地域では高齢化が進み、後継者がいないため、遊休農地や再生困難な荒廃農地が非常に多くなってきている。

また、ほ場整備のされていない農地も多く、農地が狭く、農機具の搬入が容易でないなど、農地の利用の集積・集約も難しい状況にあり、生産基盤等の改善が必要な所も存在する。

こうした中で、中山間地域等の農地を守り、農地の持つ多面的機能(景観、災害

防止等)や地域の集落を維持する観点を踏まえ、小規模・家族農業を継続していくためには、農機具の維持管理が大きな負担になっていることから、省力化機械の導入の支援制度を、国への働きかけも含め検討されたい。

また、原油価格や肥料・飼料価格の高騰の影響により、生産コストが大きく増加していることを踏まえ、燃料費も含めた更なる支援制度を検討されたい。

(2) 担い手の発掘、担い手への直接支援

高齢化や人口減少による農業者の減少、耕作放棄地の増大は誰もが懸念するところである。

本市は、臨海部に石油化学コンビナートが立地し、就業の場が確保されていることなどから兼業農家が多く、兼業農家を継続する者、定年で回帰した者等、団塊の世代を中心とした高齢者が先祖伝来の土地を守っているのが実情である。

生活の安定を考えると、次の世代に農業を押し付ける冒険もできず、「(現有の)農機具が壊れたら農業はもうお仕舞い!」「(自分たち)僕らの代で終わりよの～」との話しをよく聞く。

農地の広さや立地状況は別にして、農地の出し手はいくらでもいるが、受け手である担い手がいなのが現状である。

山口県内の農業法人は417法人(2020農林業センサス)、認定農業者は山口県の5認定も含め1,443認定(令和3年3月末現在)となっており、各市町の農業法人数と認定農業者数の状況は、次の表のとおりである。

市町	法人数	認定数	市町	法人数	認定数
周南市	24	64	長門市	41	116
下関市	62	244	柳井市	12	47
宇部市	20	86	美祢市	30	104
山口市	94	246	山陽小野田市	12	56
萩市	54	173	周防大島町	5	39
防府市	10	92	上関町	0	0
下松市	3	9	田布施町	10	34
岩国市	27	91	平生町	0	8
光市	4	14	阿武町	9	15

この表から、本市の認定農業者の数は、他市に比べ極端に少ないのが伺える。

まずは、担い手を発掘し、担い手への直接支援をお願いしたい。

さらに、持続可能な遊休農地の発生防止・解消には、社会構造を変えてしまうくらいの思い切った施策・政策が必要であり、国や県への働きかけをお願いしたい。

(3) 鳥獣被害防止対策の推進

有害鳥獣被害は、食害による収入減少だけでなく、畦畔の掘り起こしなどによる生産基盤の破壊が、農業者の営農意欲を減少させ、耕作放棄地の増大にもつながっている。

市町の行政区域を越えた捕獲活動も含めて、地域で一斉に駆除する体制の構築など効果的な捕獲活動や侵入防止柵整備の促進、また、狩猟免許取得に係る助成拡大や猟銃保有に係る負担軽減などによる捕獲従事者の確保、イノシシ捕獲用箱わなの増設など、引き続き、鳥獣被害防止対策を推進されたい。

また、他の自治体では、ICT機器等を活用した有害鳥獣のスマート捕獲を行っている例もあるので、先進事例を研究され導入されたい。

※用語の説明

I C T 「Information and Communication Technology」の略称。情報通信技術と訳される。

スマート 電子機器が組み込まれた、ハイテク（ハイ・テクノロジー＝先端技術）であるさま。

I C T機器等を活用した有害鳥獣のスマート捕獲 スマート捕獲を導入したわなでは、獣サイズ判別センサー式自動捕獲システムにより、事前に設定した大きさ以上の鳥獣にのみセンサーが反応してわなが作動し、同時に、設置者にわなの作動を通知するメールが自動送信される。これにより、毎日のわなの見回りをする必要がなくなり、また、農作物被害への影響が大きい一定の大きさ以上の対象鳥獣を重点的に捕獲することができるようになり、見回り活動の負担軽減及び効率的な捕獲が期待できる。（宇部市ホームページ参照）

3 新規参入の促進

(1) 新規就農者に対する技術習得や経営相談等の支援体制の推進

農業従事者が減少していく中、本市の農業を支える担い手の育成確保は非常に重要な喫緊の課題である。

農業従事者の減少は、地域における生産活動の低下につながり、地域の安定的な生産体制を維持していくためにも、学校を卒業した若者のほか、Uターンや定年退職後に就農を希望する者など、幅広く新規就農者を確保できる対策を取るとともに、新規就農者に対する技術習得や経営相談等についても、農業技術向上の

ための研修や講習会、営農計画の指導等、農業経営の安定のための支援を実施するなど必要に応じた適切な支援体制を推進されたい。

なお、農林水産省は今年度より各都道府県に農業経営・就農支援センターを設置し、就農から農業経営まで一元的に相談・支援できる仕組みを構築し、山口県では、「山口県農業経営・就農支援センター」が設置され、経営相談は山口県農業協同組合営農企画課が、就農相談は（公財）やまぐち農林振興公社担い手支援課が担っている。

この農業経営・就農支援センターは、来年度からは改正農業経営基盤強化法により法的に位置づけられ（第11条の11）、年齢層を限らず、「農業を担う者」として幅広く対象とし、就農から経営発展についてきめ細かなサポートを実施する仕組みが創設され、都道府県が体制を整備することになった。

本市におかれては、農業経営・就農支援センターの機能を十分に活用し、農業を担う者の確保及び育成を図られたい。

※用語の説明

農業を担う者 ①認定農業者等の担い手やその他の多様な経営体を含め農業経営を営んでいる者、②雇用されて農業に従事している者、③新たに農業を始めようとする者、④農作業の受託サービスを提供する者など、農産物の生産活動に直接関わっている者が幅広く該当する。

4 その他

(1) 太陽光発電施設の設置と地域コミュニティの受容性との調和

本委員会は、昨年度に提出した意見書の中で「(仮称)太陽光発電設備の設置に関する条例の制定」を提案したが、昨年度の回答（環境政策課）では、「国は、条例等が制定されていない自治体は、環境省のガイドラインに基づき環境保全の取り組みを図るよう示しています。」とされ、「本市では、ガイドラインの周知徹底を図ることで環境影響の発生を抑制し、周辺環境の保全を図っていきたいと考えています。」とのことだった。

また、令和3年12月第10回市議会定例会での一般質問に対しても同様に回答されている。

本委員会は、「太陽光発電設備に係る農地転用における注意事項」を作成し、窓口へ備え置き、またホームページにも掲載し、さらに、窓口に来られた事業者へ

は、別途作成した「太陽光発電設備に係る農地転用を検討されている皆様へ」を直接配付し、周辺への配慮の重要性を強調し、上記環境省のガイドラインに加え資源エネルギー庁のガイドラインも例示した上で、周辺の土地所有者や耕作者など影響があると思われる方々への計画の事前説明を十分された後に農地転用申請をされるようお願いしている。

転用許可申請が行なわれた事案については、地域の農業者の利益を守る、周辺の農地・農業への影響を最小限にする、農村の地域コミュニティを守るといった観点から、発電事業の内容を厳正に審査するとともに、転用許可後においては事業完了を確認するなど、農地法の適正な執行に努めているところである。

しかしながら、転用後（農地ではないので、農地法は適用されず、農業委員会の所掌からは外れる。）に、地域の方から、施設の維持管理に起因する近隣トラブル、雑草の繁茂、環境問題等の問い合わせや苦情が地元の農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）（以下これらを「委員等」という。）に寄せられている事案もある。

また、農業者の中には、今後、発電施設の老朽化や固定価格での買取期間の満了等により、事業者が発電事業から撤退して発電資材等を放置し、その結果、近隣農地に悪影響を及ぼすのではないかと強い危機感をお持ちの方もいる。

太陽光発電施設を所有する事業者の多くは、市外に所在する者、言わば「不在地主」であり、将来の「空き家問題」となる恐れを秘めている。

持続可能な太陽光発電施設となるためには、地域コミュニティの受容性との調和に向けて、自然災害発生への懸念、地域の景観、自然景観の悪化、地域のコミュニティ（共同作業）への影響、水路、里道、生活道の維持管理、将来の撤退後の懸念など顕在化した・潜在的な「やっかいな課題」に取り組むことが肝要である。

「転ばぬ先の杖」ではないが、太陽光発電施設の設置が将来の「空き家問題」とならないよう、目に見える形での積極的な取り組み、実効性のある指導をされることを要望する。

（２） 相続登記の申請が義務化されることの周知

令和3年4月28日、民法と不動産登記法を改正する「民法等の一部を改正する法律」と「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（以

下「相続土地国庫帰属法」という。)」が公布された。

これは、所有者不明土地の解消に向け、「発生の予防」と「利用の円滑化」の両面から総合的に関係する法律を見直したもので、不動産登記法の改正では、これまで任意とされていた相続登記や氏名・住所等変更登記の申請が義務化された。

相続登記の申請の義務化は、令和6年4月1日の施行、氏名・住所等変更登記の申請の義務化は、令和8年4月までに施行されることとなった。

なお、相続登記の申請の義務化は、法律施行後に発生した相続のみならず、法律施行前に発生した相続も令和6年4月1日から3年以内の登記が義務付けられた。

そのほか、民法の改正（令和5年4月1日施行）では、相隣関係規定や共有制度、長期間経過後の遺産分割の見直し、所有者不明土地・建物管理制度の創設があり、相続土地国庫帰属法（令和5年4月27日施行）では、相続した土地の所有権を国に帰属させることができる制度が新たに創設された。

さらに、地目変更登記などの表示に関する登記は現在も義務化されているが、地目変更登記が行なわれていないケースが多いのが現状で、実際に過料を科された話は聞かないが、今回の改正により相続登記の申請が義務化されたことにより地目変更登記に関する運用も厳格に行われる可能性がある。

本委員会では、これらのことを委員等へ周知するため、本年8月に、全国農業会議所発行のリーフレット「相続登記の申請が義務化されます！—お知らせしたい5つのこと—（農業関係機関・団体向け）」を全ての委員等に配付した。

また、事務局が庁内職員向けに発行している「ACS通信」の9月号では、相続登記の申請の義務化を、10月号では、共有農地の扱いと相隣関係規定を取り上げた。

市役所では、固定資産税の賦課や公共事業での用地取得などにおいて登記情報を利用するものの登記事務が国の事務であり、市で直接行っていないことから、庁内に担当する部署もなく、今まで市広報でも取り上げられず、市民への周知が十分されていないのではないかとと思われる。

そこで、相続登記の申請の義務化の施行まで残り1年余りとなった今、市民へ確実にお知らせできる広報しゅうなんや市ホームページでの掲載をお願いしたい。

さらに、土地所有者への周知が徹底するよう、相続登記や地目変更登記の申請の義務化を記載した文書を準備し、「令和5年度 固定資産税・都市計画税納税通知書」を郵送する際に封入することを提案する。

市外の居住者も含め、土地所有者へ直接お知らせする絶好の機会であり、特に、納税通知書に添付の「固定資産（土地・家屋）課税明細書」には、「登記地目」と「課税地目」の表示があり、地目変更登記がされているか否かが判別できるので、地目変更登記を促す効果は大きいと思われる。

テリトリーを越えて積極的な取り組みをお願いしたい。

※用語の説明

相続登記 相続を原因とする所有権移転登記のこと。

表示に関する登記 不動産の物理的現況を明らかにすることを目的としている。代表的なものとして表題登記、地目変更登記、土地分筆登記などがある。これに対し、権利に関する登記とは、不動産についての権利の保存、設定、移転、変更、処分制限又は消滅を公示するための登記である。

A C S 通信 本委員会の活動の見える化に向け、庁内グループウェアの掲示板に掲載している農業委員会事務局の広報誌

A C S 農業委員会事務局の英語表記「Agricultural Commission Secretariat」の略称

(3) 全推進委員等へタブレット端末を導入

本年5月20日に成立した「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」では、今後、農業者の高齢化や人口減少が本格化する中、農地の集約化等を加速化するため、市町村において、地域の話合いを通じて地域計画を策定する中で、目標地図を作成することとしており、目標地図の素案の作成に当たっては、農業委員会が出し手・受け手の意向等を迅速かつ効率的に収集し、関係機関で農地に関する情報を共有することが必要となる。

このため、国では、令和3年度補正予算において、全ての農業委員会においてタブレット端末を導入できるよう所要額を措置するとともに、令和4年度から農地利用最適化交付金を見直し、推進委員及び最適化活動を行う農業委員（以下これらを「推進委員等」という。）の報酬に限らず、タブレットの通信費等の事務費にも充当できるよう措置された。

タブレットの活用により、

- ① 推進委員等が現場で登録した出し手・受け手の意向等情報、活動記録簿及び利用状況調査等の結果が、農業委員会サポートシステムに自動反映され、農業

委員会事務局の負担を大幅に軽減できること、

② 現状地図、目標地図の素案を推進委員等が農家等に対して直接披露することで、地域の農地利用の見える化が図られ、課題の明確化、問題提起のきっかけづくりになるなど、関係者との共通認識の迅速化に資すること

等が見込まれることから、今後の農業委員会業務の効率的な遂行のため、タブレット端末の導入が必要である。

(以上、タブレット端末の導入の必要性について(地方農政局等あて令和4年9月12日付け4経営第1517号農林水産省経営局農地政策課長通知。以下「課長通知」という。)による。)

今後、推進委員等が日々活動するためには、通信機能やGPS機能を備え、写真撮影もでき、eMAFF地図と連携した現地確認アプリや意向把握アプリ、活動記録アプリを搭載したタブレット端末の使用は必要不可欠だと言っても過言でない。

先の令和3年度補正予算に係る「農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業」は、令和3年度限りの緊急対策として措置されたもので、予算額は4億5,000万円(1万1,000台×40,900円)であり、推進委員の人数の半分程度の台数とされており、本市では、今年度に全額国庫補助による支援により20台を購入を予定している。

しかしながら、本市の推進委員等は51人(農業委員19人+推進委員32人)であり、全員がタブレット端末を活用して最適化活動を行う必要があることから、予備・事務局分4台を合わせ、35台が不足する状況である。

国は、今回の支援措置後に不足するタブレット端末は、市町村単独で一人一台の導入を図ることとし、その上でタブレット端末の有効活用を求めており、先の課長通知は、市町村財政当局の理解を得て予算計上が図られるよう説明の一助にさせていただき旨で作成されたものである。

については、推進委員等に一人一台のタブレット端末を導入するため、必要不可欠な35台の導入に係る予算措置について、特段のご配慮をお願いする。

※用語の説明

地域計画 法定化された「人・農地プラン」で、将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めたもの

目標地図 農地一筆ごとに将来の耕作者を特定して地図化されたもの

出し手・受け手 農地を貸す人・借りる人。貸し手・借り手

最適化活動 農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動

活動記録簿 最適化活動を実施した月日、場所、相手方、活動内容等を具体的に記録した記録簿

利用状況調査 遊休農地、再生利用が困難な農地を把握するため、毎年8月頃に実施する全ての農地を対象とした農地の利用の状況についての調査

農業委員会サポートシステム 農地台帳の管理等を行うためのシステム

eMAFF地図 農林水産省地理共通管理システムのこと。

MAFF 農林水産省の英語表記「Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries」の略称

(4) 「農業委員会だより」の発行

「農業委員会だより」は、農業委員会の活動を多くの農業者、一般の住民により身近で見える活動として公表できるツールとして、全国の多くの農業委員会で発行されており、山口県内でも宇部市、山口市、長門市及び山陽小野田市の4市で発行されている。

「農業委員会だより」の果たす役割は、従来からの「農業委員会活動の見える化」や地域目線で農業政策等を解説する情報媒体として大きな意味がある。

さらに、農業委員会等に関する法律第37条（情報の公開）では、農業委員会の事務の実施状況等をインターネットなど適切な方法により公表することになっている。

同法第6条第3項第2号の「情報の提供」の観点とあわせると、①農業委員会からのお知らせ、②農業委員会の活動報告、③地域の農業情報の3つの項目をバランスよく取り入れた紙面づくりを進めることが大切である。

農業委員会組織の全国目標としても、本年5月の「令和4年度全国農業委員会会長大会」において、「『農業委員会だより』の発行、市町村広報やインターネットの活用等を通じた農業委員会活動の“見える化”を徹底しよう」を決議している。

本委員会では、単独の「農業委員会だより」は発行しておらず、市民に十分お知らせすることはできなかったものの、広報しゅうなんの紙面において、年2回程度、1面の半分から4分の1程度の囲み記事を掲載していたが、昨年10月から広報しゅうなんの発行が月1回となったことから、今までの囲み記事の掲載もままならない状態となった。

こうしたことを踏まえ、本委員会は、農業委員会の事務に「農地等の最適化の

推進」が加わったこともあり、必要な情報を市民にお知らせするため、単独での「農業委員会だより」を発行したいと考えている。

発行は年2回程度とし、特に令和5年7月には委員等が改選されることから、新たに選任された委員等の紹介も予定する。また、新規就農者の掘り起こしのための記事も掲載したいと考えている。

現下の状況から、その必要性はますます高まっている。今「一歩」の努力を怠れば、その遅れを取り戻すのに多大な労力を要する。

については、「農業委員会だより」の必要性をご理解いただき、「農業委員会だより」を発行するための予算措置について、特段のご配慮をお願いする。

※用語の説明

囲み記事 新聞や雑誌の紙面で、周囲を枠や罫で囲んだ欄